

◎新潟県告示第262号

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（平成31年2月新潟県告示第124号）を次のとおり改め、令和元年7月1日から実施する。

令和元年7月19日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
住宅名	棟	利便性係数	住宅名	棟	利便性係数
(略)			(略)		
南本町	(略)		南本町	(略)	
	3号棟	1.000		3号棟	0.9923
(略)			(略)		